

【永光寺文書】 鹿島郡

一一〇二

制札

永光寺

右於當寺内、寺領非分之儀申懸由風聞云々、言語道斷之次第也。所詮有如此輩者、早速預注進可被處罪科旨、依仰下知如件。

遊佐孫右衛門尉

永正十七年三月

秀頼(盛力) 在判

七月二日。能登守護畠山義總、長尾爲景に、その越中に出馬せるを勞す。

【上杉家文書】

一一〇三

就越中國行之儀、書札旨得其意候。此方之事聊無油斷候。條々委細含雪院可被申候。猶遊佐孫右衛門尉可被申候。恐々謹言。

七月二日(永正十七年)

義總(畠山) 在判

長尾彈正左衛門尉殿

【上杉家文書】

至于越中國就爲景出張、在陣由祝着候。誠連年之儀、辛勞令推察候。彌此時粉骨肝要候。委細遊佐孫右衛門尉可申候。恐々謹言。

秀盛(秀盛)

七月二日(永正十七年)

義總 在判

長尾彌四郎殿(房盛)

【上杉家文書】

一一〇四

就御進發之儀、自左衛門佐方以書札被申候。誠連年御辛勞之至候。此時彌御計策肝要之由、猶相意得可申入旨候。恐々謹言。

七月二日(永正十七年)

秀盛(遊佐) 在判

長尾彌四郎殿

御陣所

永正十八年 辛巳

大永元年 八月廿三日 紀元二一八一

改元

二月十三日。能登守護畠山義總、長尾爲景に、

その越中を平定したるを祝す。

【上杉家文書】

一一〇五

越中國早速一變、誠以目出候。如芳札下山可爲喜悅候。時宜具令注進候間、定可被申越候。兼亦三ヶ國彌向後無二可申合候段、可條數預懇談候。本望此事情。心底之趣長浜西堂可有演說條、不能審候。恐々謹言。

二月十三日(永正十八年)

義總(畠山) 在判

長尾彈正左衛門尉殿(爲景)

【上杉家文書】

一一〇六

一、於何事も三ヶ國無二被仰合候者、忝可奉存候事。付、條々口上在之。

右具被得其意、尤本望由候。就其猶口上之事。

一、賀州三ヶ寺へ不可有御等閑事。

付、條々口上在之。

右彼方之義入魂分候。於此方モ不被存等閑事。

一、神保出雲守方、遊佐新右衛門尉方へ、每篇可被加尊意事。

右聊不可被存疏略候。彌以御入魂靜謐調被存肝要事。

一、御要害之事。

右委曲口上ニ被申候事。

一、自彼國申旨候共、御尋上前ニ御返事事。

付、條々口上在之。

右此條委曲被得其意候。猶口上ニ被申候事。

以上

遊佐秀盛 在判

(第二一通は、第一通と同時のものなるべし。文中に賀州三ヶ寺のことは、永正十五年七月十日の條に合叙せる同十六年二月二日附文書にも見えたり。)

十一月十六日。幕府、本願寺をして、山城北野社社家に同社領江沼郡福田莊代官職を直務せしめたることを同莊門徒中に觸れしむ。